

令和6年12月24日

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会調査中間報告書

朝来市議会議長 森田 龍司 様

請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会
委員長 日 下 茂

1. 調査の趣旨

本委員会は、令和6年6月17日に受付された請願第3号「吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願」（以下「本件請願」）に関連する事案について、議会の適正な運営と市民の基本的な人権を保護する観点から、地方自治法第100条第1項の規定に基づき請願受理手続き及び個人情報の取扱いに関する事実関係を明らかにすることを目的として設置されたものである。

本件請願に関して、請願者からは、特定の市議会議員が請願の賛同人に対し賛同の取消を促す行為を行ったとの指摘や、個人情報ที่ไม่適切に取り扱われた可能性について、議会に対する苦情と真相究明の申し入れがなされている。本事案は、市民の請願権という憲法で保障された基本的な人権の侵害の可能性を含む、民主的な地方自治の根幹に関わる重大な問題であり、その対応如何によっては議会に対する市民の信頼を失う恐れがある。

このような状況を踏まえ、本委員会は事実関係の詳細を調査し、必要な対応策を講じることで、市民の権利保護及び議会への信頼の維持回復に寄与することをその責務とする。

2. 本委員会の設置

(1) 設置決議

第18回定例会最終日（令和6年6月24日）において、委員8人で構成する本委員会が設置され、地方自治法第100条第1項の権限を委任された。

(2) 調査事項

令和6年6月17日受付、本件請願について

- ① 請願受理権の濫用に関する事項
- ② 個人情報の目的外利用に関する事項

(3) 委員の氏名

委員長	日 下 茂	副委員長	藤 原 正 伸
委員	横 尾 正 信	委員	水 田 文 夫
委員	加 藤 貴 之	委員	西 本 英 輔
委員	嵯峨山 博	委員	淵 本 稔

3. 本委員会の開催状況

本委員会は、令和6年7月1日から令和6年12月23日までの間に14回の会議を開き、調査を行った。その間に延べ20人の証人尋問を実施し、事実確認に努めた。

4. 要約

本報告書は、令和6年6月に提出された請願第3号に関連する事案を受け、請願受理手続き及び個人情報の取扱いに関する調査結果をまとめたものである。本調査は、議会の適正な運営と市民の基本的人権の保護を目的として、地方自治法第100条第1項に基づいて実施された。

(1) 調査の背景と目的

請願者は、特定の市議会議員による請願賛同人への署名撤回の働きかけや個人情報の不適切な取扱いに関して問題を提起した。本事案は、憲法で保障される請願権及び関連する基本的人権に対する侵害の可能性がある、議会運営の公正性と市民の信頼を損ねる重大な問題と認識される。

(2) 調査対象

(議 員) 森田龍司議長 吉田俊平議員 関綾乃議員
(その他) 議会 (事務局)

(3) 調査結果

① 憲法上の基本権の侵害

調査対象議員が請願賛同人に賛同署名について直接問い合わせた行為は、賛同人の自由な意思決定を損ない、憲法第16条(請願権)、第19条(思想・良心の自由)、第21条(表現の自由)で保障される基本権を侵害したと認定された。

② 請願受理権限の濫用

調査対象議員が議会の公正な審査を妨げる行為を行い、議会の信頼性を大きく損ねた。

③ 個人情報保護の欠如

賛同人名簿の目的外利用や不適切な情報提供が行われ、条例違反及び市民のプライバシー権侵害のリスクが確認された。

(4) 提言

本委員会は、市民の請願権が安心して行使できる環境を確保するため、以下の改善策を提言する。

- 議会運営の公正性確保
- 議会における倫理規範の強化
- 個人情報の保護に関する条例の厳格な遵守
- 個人情報管理体制の強化

本報告書を基に、議会運営の信頼回復と市民の基本的権利保護に向けた取り組みが求められる。

5. 調査結果

本委員会の調査により、以下の重要な事実が明らかとなった。

(1) 森田議長による情報管理の不備及び問題行動

調査の結果、以下の行為が確認され、請願の公正な取扱い及び個人情報の適切な管理に問題があることが明らかとなった。

① 賛同人への直接的な問合せ

森田議長が賛同人に電話で署名の理由を問い合わせた行為は、賛同人の憲法第 16 条、第 19 条、第 21 条の基本権を侵害するものである。

② 請願書の限定的な情報提供

森田議長が正規の手続きを経ずに一部の議員に対してのみ請願書（賛同人名簿を含む）の情報提供を行った行為は、請願受理権限の濫用に該当する。

③ 朝来市議会の個人情報の保護に関する条例（以下「個人情報保護条例」）の違反

森田議長が請願書の賛同人名簿を利用して行った行為は、個人情報保護条例に違反する。

以上の問題行為は、議長としての責務を著しく逸脱し、市民の基本権を侵害した上に、議会の信頼性を大きく損なう結果を招いた。本委員会は、これらの行為を厳正に指摘し、必要な改善を求めるものである。

(2) 吉田議員による個人情報の不適切な取扱い及び問題行動

調査の結果、吉田議員の行為において以下の問題点が確認され、請願権の行使や個人情報保護に深刻な影響を及ぼしたことが明らかとなった。

① 賛同人への直接的な連絡

吉田議員が賛同人名簿を使用して賛同人に連絡を取り、その意思を確認した行為は、賛同人の憲法第 16 条、第 19 条、第 21 条の基本権を侵害する。また、個人情報保護条例の趣旨に違反する。

② 請願書データの不正利用

吉田議員が請願書（賛同人名簿を含む）のデータを自身が所属するライングループに送信した行為は、個人情報保護条例の趣旨に違反する。これによる賛同人のプライバシー侵害の危険は現在も継続している。

これらの行為は、議員としての責務を逸脱し、市民の基本的権利を侵害するとともに、議会の信頼性を著しく損なうものである。本委員会は、これらの問題行為を厳正に指摘し、改善策を講じる必要性を強調する。

(3) 関議員による個人情報の不適切な取扱い及び問題行動

調査の結果、関議員が以下の行為を行い、請願権の行使や個人情報保護に関する重大な問題が認められた。

① 賛同人への戸別訪問による干渉

関議員が賛同人に対して戸別訪問を行い、賛同人の意思確認を超えた、抑圧的な性質を持って署名の撤回を促す質問を行った行為は、憲法第 16 条、第 19 条、第 21 条の基本権を侵害する。

② 個人情報の目的外利用

関議員が賛同人名簿を利用して戸別訪問を行った行為は、個人情報保護条例の趣旨に違反する。

③ 請願審査手続きの逸脱

関議員の行為は、請願審査における議会の集団的意思決定の枠組みを逸脱し、請願審査の公正性を損なう結果を招いた。

これらの行為は、議員としての責務に反し、市民の基本権を侵害するとともに、議会の公正性を大きく損なうものである。本委員会は、この問題を厳正に指摘するとともに、未だ行為の正当性を主張する行動の改善を強く求める。

なお、関議員に関する部分については同意できないとする渚本委員の少数意見があった。

(4) 議会（事務局）による個人情報管理の不備

調査の結果、議会（事務局）の行為において以下の問題が確認され、個人情報保護や請願審査における適正手続きに関する課題が明らかとなった。

① 個人情報を含む請願書データのメール送信

請願書（賛同人名簿を含む）の PDF データが電子メールで送信された際、セキュリティ対策（パスワード設定等）が講じられていなかったことは、個人情報保護条例に違反する。

② 賛同人名簿を含む資料の不適切な公開

議会運営委員会の傍聴席に賛同人名簿を含む資料が自由に閲覧可能な形で配布されたことは、個人情報保護条例に違反する。

議会（事務局）によるこれらの行為は、議会が市民から信頼される公正性を担保する上で重大な問題を含んでいる。本委員会は、これらの問題を厳正に指摘するとともに、個人情報管理の徹底及び手続きの改善を図ることを求める。

本委員会は、これらの結果を踏まえ、適切な対応策と再発防止を訴求し、市民の基本的権利を守り、議会への信頼を回復することを要請する。

6. 総論

ここでは、調査対象となる行為を評価する際の前提となる関連法令を始めとする規範

の内容を整理する。

(1) 署名取消に関する経過概要

令和6年6月17日、請願者は本件請願の請願書を議会事務局に提出した。しかし、その後数日間にわたり、賛同人署名の取消を求める事案が相次いで発生した。

6月19日に最初の取消しがあり、さらに、6月20日以降、複数の賛同人が、議員から署名取消を依頼されたと述べる事態が続発した。特に6月20日及び21日には、議員が賛同人の自宅や勤務先を訪問し、賛同人名簿を確認しながら「名前が公開される」「請願の内容に事実と異なる点がある」などと説明し、署名取消を促す行為を行ったとの証言が請願者に多数寄せられた。この結果、賛同人の一部が署名取消を決断する過程において、不適切な圧力が関与している可能性が指摘される状況となった。

このような一連の出来事により、請願者は、市民の基本的な人権として保障される請願権が侵害されているとの深い懸念と個人情報管理の在り方への疑問を抱くに至った。そして、真相究明と適正な対応を求めるため、6月24日、請願の紹介議員に調査依頼文書を提出した。

(2) 請願権の意義と関連する基本権

請願者からの懸念と疑問の表明を受け、本委員会は、請願権が侵害された可能性や、それに関連する思想・良心の自由及び表現の自由の重要性を踏まえ、請願制度の意義と議会の請願受理権限の関係、及び本請願に関する個人情報の取扱いについて詳細に検討した。まず、請願権の意義とそれに関連する基本権について述べる。

① 請願権の意義

請願権は、国民が自己の意見を表明し、特定の政策や措置についての要望を議会や行政に働きかけるための手段であり、憲法第16条において次のように規定されている。「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」この規定は、請願権が基本的な人権として保障されていることを示し、請願活動が「平穩に」行われる限り、あらゆる意見表明が自由であり、第三者による干渉や抑圧を許さないことを意味する。

請願権は民主主義社会において市民が自己の利益を超え、公共の利益や社会正義を追求する手段としても位置づけられ、他の基本権とともに民主主義を支える重要な役割を果たしている。特に地方自治においては、請願権は住民自治を支える基盤として極めて重要であり、請願活動の尊重は住民自治の健全な発展に不可欠である。

請願は、請願者の氏名・住所を記載し、文書で行わねばならないが（請願法第2条）、請願の要望内容に賛同した市民が氏名・住所を記載した署名簿を提出する形になされることがある。この場合、署名簿に署名する者は、署名簿に書かれている要望に賛同して、集団的請願行為に加わるということを明らかにする趣旨で氏名・住所を記載するもので、この行為もまた、請願権の行使の一環として保障される。

② 関連する基本権

- ⑦ 憲法第 19 条は「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定し、個人が内心に抱く思想や信念が他者によって侵害されないことを保障している。この規定は、個人の内心に対する干渉や強制を厳格に禁止するものである。

請願活動において、賛同人が署名などを通じて賛同の意思を表明する行為は、賛同人自身の思想や信念、価値観などの内心に基づく自由な意思決定の結果として行われる。これらの行為は、政治的・社会的意見の表明であり、憲法第 19 条が保障する思想及び良心の自由の範疇に含まれる。

- ⑧ 憲法第 21 条第 1 項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定しており、個人が自由に自己の思想や意見を表現する権利を広く保護している。請願活動は、この「表現の自由」の重要な一形態であり、政治的表現行為として憲法第 21 条によって強く保護されるべき行為である。

請願の署名簿に賛同人が署名をすることは、特定の政策や意見に対する自己の価値観や賛意を表明する行為であり、これも政治的表現として憲法第 21 条の保護対象となる。

③ 憲法の調整原理による制約

憲法が保証するこれらの基本権は、他の権利との均衡や公共の秩序の維持といった憲法の調整原理に基づき、必要最小限度の範囲内でのみ制約される。

憲法第 16 条が保障する「平穩に請願する権利」とは、請願の内容や方法において暴力性や違法性がなく、自由な意思に基づいて意見を表明する行為が保障されることを意味する。従って、請願内容やその表現方法が暴力的、違法、または他者の権利を侵害するものである場合には、請願権の行使は制約される可能性がある。ただし、請願権が民主主義の基盤であり、自由に意見を表明し政治的意思を反映させるための重要な権利である点を踏まえれば、その制約は必要不可欠な目的を持ち、その手段が最小限度にとどまる場合にのみ許容される。

その他の基本権も同様であり、思想・良心の自由（憲法第 19 条）は内心にとどまる限り絶対的に保障されるが、これが外部に現れる（行動や表現を伴う）場合、公共の福祉との調整が求められる。また、表現の自由（憲法第 21 条）も公共の福祉に反する場合は制限される場合がある。しかし、いずれの場合も、これらの権利が民主主義社会の基盤であり、他の権利や自由を支える根幹的な権利であることに鑑み、制約は正当な目的に基づき、必要かつ合理的な範囲であって必要最小限度である場合に限り許容される。

- ④ それでは、請願の署名簿に署名した賛同人に対する電話や戸別訪問による調査は許されるだろうか。それが正当な目的達成のために必要であり、かつ必要最小限度の手段か否かが問題となる。

正当な目的達成のために必要かどうかについては、請願法第 5 条が「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と規定して、請願を受理した議会に誠実処理義務を課しており、請願の内容を審査する上に必要で誠実処理義務との関係において正当化できる目的の調査であれば許される場合も考えられる。

必要最小限度の手段か否かについては、その方法以外に妥当な調査方法がない場合にのみ許され、もしそれ以外の方法があればそれによるべきことになる。

ところで請願者と賛同人の役割を慎重に検討すると、請願者は請願内容の正当性を主張し、その提出及び説明の責任を担う立場にある一方、賛同人は、請願の趣旨に賛同する意思を示すために署名を行うに過ぎず、請願書の提出や内容説明に責任を負う立場にはない。請願を受け付けた議会からの問合せや働きかけなどは、よもや想定しているとは言い難い。請願審査に必要な情報を得る際には、請願内容に関する説明責任がある請願者に問い合わせるべきであり、賛同人に直接問い合わせることは慎重にすべきである。

従って、賛同人に対する直接的な干渉を回避する「より制限的でない他に取り得る手段」がある以上、賛同人に対する電話や戸別訪問による調査は原則として許されない。

(3) 議会の請願受理権限

次に、議会の請願受理権限について述べる。

① 請願受理権限の意義

地方自治法第 124 条は「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と規定している。これは市民の請願権（憲法第 16 条）の行使を受け止める重要な役割を議会に課すものである。

また、請願法第 5 条は「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」と定め、請願の受理及びその後の適切な処理の義務を明記している。

このように、議会には、地方自治法及び請願法に基づき、請願を受理し、公正かつ中立的に審査する権限が付与されている。

請願受理権限が議会に与えられている目的は、市民が地方自治体の運営や政策に関する意見や要望を直接表明し、それを議会という公式の場で審査・検討する仕組みを提供することにある。この仕組みにより、市民の声が地方政治に反映され、民主的意思決定の過程が促進される。また、議会は請願を通じて市民の多様な意見を汲み取り、政策や行政の改善に繋げる役割を果たすことができる。

② 請願受理権限の法的枠組み

地方自治法第 124 条は、「普通地方公共団体の議会」に請願を提出する手続きを定めており、請願法第 5 条は、受理された請願を「官公署」において誠実に処理しなければならない旨を規定している。これにより、「議会」自体が請願を受け付け、適切に対応する主体であることが明確に示されている。

また、朝来市議会会議規則（以下「会議規則」）第 132 条から第 137 条には、請願の受理及び処理に関する具体的な手続きが規定されており、文書表の配布、委員会付託、審査、報告などの正式な手順が明記されている。

これらの規定に基づき、議会の請願受理権限は裁量的なものではなく、法的枠組み

に従って行使されるべきであることが明らかである。受理された請願の審査など、受理後の一連のプロセスは、議会の集団的意思形成の中で進められる必要がある。

したがって、請願受理権限は議会の権能として位置付けられ、各議員の権能は議会の仕組みの中で集団的に行使されるもので、個々の議員が独自に行使することは原則として想定されていない。

③ 請願受理権限の濫用

一般に、権限の濫用とは、与えられた権限がその本来の目的とは異なる目的で行使されることを指す。例えば、個人的な利益を追求するために権限を行使することなどが挙げられる。

議会に付与された請願受理権限の目的は、市民が提出した請願を会議規則に基づいて適正に審査し、その結果を議決することで、請願を議会活動に反映させることにある。したがって、議会の請願受理権限の濫用とは、請願審査の目的や枠組みに反し、請願権の保障や公正な審査を損なう形で請願受理権限を行使することを指す。

議会には、個々の議員の裁量による不透明さや恣意性を排除し、請願審査手続きの公正性と中立性を確保して、市民の請願権を平等に保証することが求められる。こうした手続きの欠如は、市民の信頼を失墜させ、民主的な意思形成を阻害する可能性があるため、十分な注意が必要である。

(4) 朝来市議会の個人情報の保護に関する条例

次に、個人情報の取扱いについて述べる。

① 賛同人名簿の個人情報保護と個人情報保護条例の適用

個人情報保護条例において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、氏名や住所など、特定の個人を識別できる情報を指す（第2条第1項）。また、議会が保有する個人情報は、その利用目的を特定し、その達成に必要な範囲内でのみ利用することが求められる（第4条第2項、第12条第1項）。目的外の利用は原則として禁止される。

本件請願に添付された賛同人名簿には、氏名や連絡先などの個人情報が記載されている。この情報は、議会が請願を受理し、審査する過程で取得したものであり、条例に基づく「保有個人情報」に該当する（第2条第4項）。従って、この名簿の取扱いには条例の規定が適用され、利用目的の限定、開示の制限、漏えい防止の措置など、条例に基づいた適切な管理が求められる。

② 賛同人名簿の利用目的と個人情報保護条例の適用

議会が請願受理の過程で取得した賛同人名簿の利用目的は、当該請願の内容を審査し、議会としての対応を決定することに限定される（第4条第1項）。この目的に基づき、名簿は議会内部の手続きや審議に利用されるべきものであり、それ以外の目的で利用することは、条例第12条第1項に違反する目的外利用に該当する。

③ 賛同人名簿の安全管理措置と議長の責務

条例第9条に基づき、議長は賛同人名簿を適切に管理し、漏えい防止措置を講じる責任を負っている。名簿へのアクセスを必要最小限の範囲に制限することや、不正利用を防ぐための管理を徹底するなど、市民の個人情報が入り込まれるリスクを防止するための対応が求められる。

④ 個々の議員に求められる責務と個人情報保護条例遵守

個人情報保護条例では、第9条で議長の責務、第10条で従事者（職員や委託業者など）の義務が規定されているが、個々の議員に直接的な責務を課す規定は設けられていない。

しかし、議員は議会の構成員として、この条例の目的を達成するために適切な行動が求められる立場にある。議会が保有する個人情報を議員が適切に取り扱うことは、条例の趣旨を実現する上で不可欠である。仮に議員が条例の適用対象外とされるならば、議会全体としての個人情報管理体制が脆弱になり、条例の目的を達成することが困難になる。

従って、条例に明示的に議員の責務が規定されていないとしても、条例の目的や議会における議員の役割を踏まえれば、個々の議員も条例の規定を遵守する責務を有していると解される。

⑤ 憲法第13条と個人情報保護条例の関連性

憲法第13条は、個人の尊重と幸福追求権を基本として、人権が公共の福祉に反しない限り尊重されることを規定している。この条文は、個人のプライバシー権や人格権の法的根拠として解釈されている。

個人情報保護条例は、憲法第13条の趣旨を具体化したものと位置づけられる。この条例は、個人情報の適正な取扱いを明確に規定し、情報漏えいや不当な利用を防ぐことで、個人の権利利益を保護することを目的としている（第1条）。

憲法第13条が「公共の福祉」を要請しているように、条例も情報の利用目的を明確にし、目的外の利用を制限することで、個人の権利保護と議事の適切な運営の両立を図っている（第4条）。また、憲法が個人の幸福追求を保障する中で、条例は個人情報の漏えいや不正アクセスを防止するための具体的措置（安全管理措置）を求めている（第9条）。

このように、議会が個人情報を取り扱う際、この条例の遵守を怠り、個人情報が不適切に取り扱われる場合、憲法第13条が保障する個人の尊重や幸福追求権を侵害する結果を招く恐れがある。特に、情報漏えいや不当利用が発生すれば、個人のプライバシー権が損なわれる状況が生じる可能性がある。このような事態を防ぐためにも、条例の適正な運用と厳格な遵守が不可欠である。

(5) 賛同人への個人的接触行為と議員の政治活動の自由について

最後に、賛同人への個人的な接触行為と議員の政治活動の自由について述べる。

議員の個人的な接触行為が政治活動の自由を理由に許されることはない。

憲法第21条が保障する表現の自由には、議員の政治活動の自由も含まれるが、

この自由は無制限ではなく、他者の基本的権利や公正な制度運営といった公共の福祉と調整される必要がある。議員は、請願受理において議会という集団的意思決定の枠組み内で行動する義務を負い、その枠組みを逸脱して賛同人に個人的に接触する行為は、請願者や賛同人が有する憲法第 16 条、第 19 条、第 21 条の権利を不当に制約するものである。さらに、このような行為は、請願受理権限の目的を逸脱した濫用に該当する。

また、請願に関連する名簿は議会が保有する情報であり、条例に基づき特定の目的に限定して利用されるべきものである。議員個人が政治活動の自由を理由に名簿を使用することは正当化されない。

政治活動の自由が他者の基本権を侵害したり、公的制度の趣旨を損なう場合には、その主張は許されない。

7. 各論

ここでは、総論で確認した規範を基に、対象となる各行為について具体的な評価を行い、その適否を明らかにする。

(1) 森田議長について、本人及び関係者の陳述から、次の行為が認められた。

【本件行為 1】令和 6 年 6 月 17 日、議会事務局から本件請願書（賛同人名簿を含む）の電子データが添付された電子メールを受信した森田議長は、翌 6 月 18 日、所属する会派の会議において、会議終了間際または終了後に、議会事務局から受信した電子メールを転送する形で、本件請願書の電子データを会派の議員に送信し、請願について口頭で説明を行った。さらに、同日中に吉田議員に同電子データを送信した。《会派の議員に対する電子メールの送信は、会派の議員の受信記録により確認されている。吉田議員に対する送信については、送受信記録が削除されているため、確認できないが、吉田議員は受信したことを認めている。》

【本件行為 2】令和 6 年 6 月 21 日、森田議長は、賛同人の一人に電話をかけ、辞職勧告を求める請願の賛同人となった理由について問い合わせを行った。

① 本件行為 1 【請願書 PDF データ（賛同人名簿を含む）を会派の議員及び吉田議員にのみ提供した行為】について

㊦ 請願受理権限の濫用に該当する行為

森田議長は、一部の議員にのみ限定的に請願の情報を提供しており、請願の審査や議論における公平性を欠き、請願法第 5 条が求める「誠実な処理」に反する。

また、請願の受理後の手続きは、会議規則第 132 条から第 137 条に明記されており、これらの手続きを経ずに請願の情報を提供する行為は、正規の手続きから逸脱している。これは議長の裁量を超えた行為である。

従って、この行為は、請願審査の目的や枠組みに反し、請願権の保障や公正な審査を損なう形で請願受理権限が行使されたもので、請願受理権限の濫用に該当する。

① 個人情報保護条例違反に該当する行為

議長は、議会が保有する個人情報 を適正に管理する責任を負っている。しかし、本件行為では、この責任を果たさず、請願書や賛同人名簿の情報を一部の議員に優遇的に提供した。この行為は特定の議員を利する目的での提供とも解され、公平性を欠き、個人情報の適正管理に関する第 9 条に違反している。

また、賛同人名簿の情報は請願審査のために議会で使用されるべきものであり、一部の議員に対して早期に情報提供することは情報の利用目的を逸脱するものである。この情報提供は、本人の同意を得ず、利用目的を超えて情報が提供されているため、第 12 条に違反している。

なお、賛同人名簿の目的外利用や不適切な提供により、賛同人の情報が本人の知らないうちに広まることとなり、賛同人のプライバシー権（憲法第 13 条）を侵害する可能性がある。特に、請願の対象である吉田議員への情報提供は、賛同人が意図しない用途で情報を利用されることにあたり、極めて不適切である。

② 本件行為 2 【賛同人に賛同人となった理由を問い合わせた行為】について

㊦ 憲法上の基本権を侵害する行為

賛同人に対して直接電話で問い合わせを行っており、賛同人に対する調査が原則的に許されない中で、それを必要とする格別の理由は認められていない。

従って、この行為は賛同人の基本権である憲法第 16 条及び第 19 条並びに第 21 条を侵害する。

㊧ 請願受理権限の濫用に該当する行為

議長は、議会運営を統括する立場にあり、請願を受理した後の審査手続きが適切に進行するよう努める責務があるが、その見地に立っても、請願の内容を審査する上に必要かつ正当な目的が認められない以上、賛同人に対して直接問い合わせを行う行為は、請願審査の枠組みを逸脱する。

従って、この行為は請願受理権限の濫用に該当する。

㊨ 個人情報保護条例違反に該当する行為

賛同人名簿の利用目的は、当該請願の内容を審査し、議会としての対応を決定することに限定される。

議長は議会運営を統括する立場であるが、議長が賛同人に直接問い合わせを行うことは、その必要性を欠く本件では請願審査の目的を超えており、条例第 12 条に違反する目的外利用である。

また、議会が保有する個人情報については、条例第 9 条に基づき、議長には漏えいや不正利用を防止するための措置を講じる責任がある。議長が賛同人名簿を利用して賛同人に問い合わせる行為は、適切な管理体制を逸脱しており、条例第 9 条に違反する。

(2) 吉田議員について、本人及び関係者の陳述から、次の行為が認められた。

【本件行為 3】吉田議員は、令和 6 年 6 月 19 日午前 8 時 30 分以降に本件請願の内容

を初めて確認し、ある人物の名前が賛同人名簿に記載されていたため、同日午前8時30分以降、自宅又は登庁途中に携帯電話でその人物に確認の連絡を取った。

【本件行為4】吉田議員は、令和6年6月19日午前10時7分に、自身の所属するライングループに、本件請願のPDFデータ（賛同人名簿を含む）を送信した。《なお、これは、当該ライングループのメンバーから提供されたスマートフォン画面の画像により確認したもので、本人は否認している。》

① 本件行為3【賛同人名簿にある人物の名前が記載されていたため、確認の連絡をとった行為】について

㊦ 憲法上の基本権を侵害する行為

賛同人に対して直接確認の連絡を取っており、賛同人に対する調査が原則的に許されない中で、それを必要とする格別の理由は認められていない。

従って、この行為は賛同人の基本権である憲法第16条及び第19条並びに第21条を侵害する。特に、自身に関わる請願に関連して干渉することは、賛同人に対する心理的負担を生じさせる蓋然性が高く、不当な侵害である。

㊧ 請願受理権限の濫用に該当する行為

賛同人への直接的な問い合わせを行っており、議員が議会の審査手続外で賛同人に直接接触するもので、請願受理権限の目的である「請願の公正かつ中立的な審査と議会全体での意思形成」を逸脱する。

従って、この行為は請願受理権限の濫用に該当する。

㊨ 個人情報保護条例違反に該当する行為

請願書に添付された賛同人名簿を用いた賛同人への連絡行為を行っているが、名簿の利用目的は、請願の正当性を補強し、議会が請願内容を適切に審議するための資料として限定的に使用されることにある。賛同人名簿を用いて賛同人に直接連絡を取る行為は、名簿の本来の利用目的を逸脱し、個人情報の目的外利用に該当する。

従って、この行為は第12条の趣旨に違反する。

② 本件行為4【ライングループに本件請願のPDFデータ（賛同人名簿を含む）を送信した行為】について

㊦ 個人情報保護条例違反に該当する行為

当該PDFデータには賛同人名簿が含まれており、その取扱いについては、条例の厳格な規制に基づき、本来の利用目的以外での利用や第三者への提供には本人の同意が必要である（第12条）。

賛同人名簿は議会での請願審査のために使用されるべきものであり、議員個人のSNSでの共有は、この利用目的を大きく逸脱する。賛同人は、自身の情報が第三者、特にライングループの登録者のような第三者に提供されることを予期しておらず、この行為は違法な第三者提供である。従って、第12条の趣旨に違反する。

また、第9条では、議会の保有する個人情報の漏えい防止の責任が議長に課されているが、議員個人にも適正管理の責任が間接的に求められる。ライングループという制御が困難な環境で情報を共有する行為は、安全管理措置の不備とみなされ、第9条（情報漏えいの禁止）の趣旨にも違反する。

④ プライバシー権の侵害の可能性

当該 PDF データをライングループで共有する行為は、賛同人のプライバシー権（憲法第13条）を侵害する可能性がある。

賛同人は、自身の名前が議員のライングループで共有されることを予期しておらず、その情報が不特定多数の目に触れることで、不利益を被る恐れがある。このような場合、賛同人のプライバシー権が侵害されたと判断される可能性が高い。

(3) 関議員について、本人及び関係者の陳述から、次の行為が認められた。

【本件行為5】関議員は、令和6年6月19日の議会運営委員会で傍聴者資料として置かれていた本件請願書の写し（賛同人名簿を含む）を持ち帰り、翌6月20日から21日にかけて、賛同人署名者を戸別訪問し、署名の意思を確認する行為を行った。《なお、本委員会で行った賛同人への文書質問に、関議員の訪問を受けたと回答した賛同人は12人である。》

① 本件行為5【本件請願書の写し（賛同人名簿を含む）を利用して、賛同人を戸別訪問し署名の意思を確認した行為】について

⑦ 憲法上の基本権を侵害する行為

関議員は、市民からの「知人がよく分からないまま何かに署名して心配している」という情報を基に、賛同人への戸別訪問を行っているが、かかる具体性や確実性に欠ける非常に曖昧な情報をもって賛同人の意思確認を必要とする状況は認められない。

また、本人の陳述によれば、賛同人に対して行った質問に次のようなものがある。

「実際の吉田議員の発言は、正規職員の意見を聞くべきだというもので、他の議員や議長の指摘もなく、非正規職員に対する差別的なものとは言えないと思われるが、それでも吉田議員の辞職勧告を求めるか。」

「あくまで自分の意思で決めることだが、賛同人署名の撤回はどうか。」

「賛同人は名前が公開される場合があることを知っているか。」

「紙媒体に出たり、個人のSNS、議員個人や会派などのホームページ、市議会のホームページなどですぐに拡散されることもあるかもしれないが、それについて承知しているか。」

「名前が出ると、例えば、吉田議員の支持者などからよく思われないというようなりリスクがあることを理解しているか。」

これらの質問は、賛同人の意思確認にとどまらない行き過ぎた質問であり、賛同人に対する抑圧を目的とした動機に基づき、心理的圧力を通じて署名を撤回させ

る意図が明白であり、戸別訪問が不当な目的・動機によるものであることが如実に表れている。

憲法が保障する基本権は、正当かつ具体的な理由がない限り制約されるべきではなく、曖昧な情報に基づいて過剰かつ不当な干渉を加えることは許されない。

従って、この行為は賛同人の基本権である憲法第 16 条及び第 19 条並びに第 21 条を侵害する。

① 請願受理権限の濫用に該当する行為

関議員は、議会手続き外で賛同人を戸別訪問し、署名の意思確認やリスクの説明を行っており、請願受理権限の枠組みを逸脱している。

請願受理後の審査や対応は、議会という集団的意思形成の場で行われるべきものである。仮に議員が市民からの情報を基に賛同署名の意思を確認する必要性を見出したとしても、それは議会内での正規の手続きに基づいて対処されるべきであり、個人的な戸別訪問という形式で行うのは不適切である。

従って、この行為は請願受理権限の濫用に該当する。

② 個人情報保護条例違反に該当する行為

関議員は、議会運営委員会の傍聴資料であった請願の賛同人名簿を持ち帰り、個人的な戸別訪問に使用している。

賛同人名簿は、本件請願の審査を目的として議会が保有する情報であり、請願審査に必要な範囲で利用されるもので、本人の同意がない本件では、これを戸別訪問に利用することは、本来の利用目的を逸脱する目的外利用に該当する。

従って、この行為は目的外利用を禁止する第 12 条の趣旨に違反する。

(4) 議会（事務局）について、記録及び関係者の陳述から、次の行為が認められた。

【本件行為 6】 議会事務局は令和 6 月 17 日午後 5 時 20 分、森田議長宛に、請願書が提出された旨を本件請願書の PDF データ（賛同人名簿を含む）を添付して電子メールで連絡した。

【本件行為 7】 令和 6 年 6 月 19 日、予算決算特別委員会の終了後、午前 9 時 29 分に議会運営委員会が開催されが、この際、議会運営委員会の会場準備において、本件請願書の写し（賛同人名簿を含む）を傍聴資料として傍聴席に置いた。

① 本件行為 6 【個人情報を含む請願書 PDF データのメール送信】について

当該請願書の取扱いに関しては、議長が受付当日及び翌日に不在であったこと、さらに受付日から 2 日後に議会運営委員会が開催される予定であったことなど、スケジュール上の制約が存在していた。このような状況下において、議会事務局は議長と迅速に請願の内容を共有し、議会運営委員会での協議準備を進める必要があったといえる。これらの状況を総合的に考慮すると、議会事務局による請願書 PDF データの電子メール送信は、議長及び議会運営委員会のスケジュールに対応するためのやむを得ない措置であったと判断される。

しかしながら、電子メール送信時に PDF データにパスワードを設定するなど適切なセキュリティ対策が講じられていなかった点は不備であり、適正な個人情報管理の観点から問題点として指摘する必要がある。

② 本件行為 7【請願書の写し（賛同人名簿を含む）を議会運営委員会の傍聴資料として傍聴席に置いた行為】について

本件請願の賛同人名簿を、安全管理のための適切な処理を行わないまま傍聴席に置いた行為は、議会が保有する個人情報の取扱いとして条例に違反する不適切な行為である。

条例は、議会が保有する個人情報について適切な取扱いと保護を義務付けている。特に、条例第 9 条では、保有する個人情報の漏えいや不正利用等を防止するために必要な措置を講じる義務が規定されており、議会が保有するすべての個人情報は厳重に管理されるべきものとされている。

賛同人名簿は請願審査を目的として議会が保有するものであり、個人情報の利用目的は必要最小限の範囲に限定されるべきである。これを傍聴者に無制限に公開することは、本来の利用目的を逸脱する。

さらに、傍聴席に名簿が置かれることで、傍聴者がその情報を自由に閲覧・記録できる状態が生じ、賛同人の個人情報が外部に漏えいする危険性が高まるだけでなく、賛同人のプライバシー権（憲法第 13 条）を侵害する恐れが生じた。これは第 9 条が求める「漏えい防止措置」を怠る行為に該当する。

議会は、個人情報の保護に対する責任を自覚し、名簿の取扱いや情報公開の方法について、条例に基づいた適切な対応を徹底すべきである。

8. 提言

本委員会の調査を通じて、請願受理権限の濫用及び個人情報保護の欠如が複数の問題行為として明らかになった。

特に、個々の議員が請願審査の枠組みを逸脱し、賛同人に対して不適切な接触を行った行為は、公正な請願審査制度を著しく損ない、市民の信頼を失墜させるものである。これにより、請願権（憲法第 16 条）、思想及び良心の自由（憲法第 19 条）、表現の自由（憲法第 21 条）という基本的人権が侵害され、民主的な意思形成が阻害されたことは看過できない。請願者及び議員の接触を受けた賛同者並びに不安を感じられたその他の賛同者に対しては、本件に関して多大な迷惑を及ぼした点について、議会として深く謝罪する必要がある。

また、議会及び議員が賛同人名簿を適切に管理せず、目的外利用や情報漏えいのリスクを高めた行為は、条例の趣旨に反し、市民のプライバシーを危険にさらすものである。

本委員会は、これらの問題行為を厳正に指摘し、再発防止の必要を強く訴えらるとともに、市民の請願権が安心して行使できる環境を確保するため、議会運営及び個人情報管理体制を改めて見直すことを提言する。

(1) 議会運営の公正性確保

- 請願審査における枠組みを厳守し、議員が個人的に賛同人に接触することがないように、議長及び議員が請願情報を取り扱う際の手順を再確認し標準化する。
- 市民が請願権を安心して行使できる環境を確保するため、請願の提出及び審査における手続きを透明性を持って公開する。

(2) 議会における倫理規範の強化

- 本調査で判明した問題点を踏まえ、請願権の尊重及び市民権利の擁護を基本に据えて議員の行動規範を見直し、倫理規定を充実する。

(3) 個人情報の保護に関する条例の厳格な遵守

- 請願に付随する個人情報を第三者に公開しないよう管理方針を明確化する。
- 電子データの管理においてパスワード保護や暗号化を必須とし、情報漏洩のリスクを低減するための技術的対策を講じる。

(4) 個人情報管理体制の強化

- 個人情報の取扱いに関する研修を実施する。

なお、流出した情報については、速やかに削除依頼を行い、その結果を確認することが必要である。

- (5) 本委員会の調査を通じて明らかとなった各議員の問題行為に対し、厳しい措置が求められる。

以上